

4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

・ 介護保険サービス見込量 (1) 地域密着型サービスの整備

① 地域密着型サービス事業所の整備【継続】

■ 目的

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療と介護の連携を重視し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

■ 現状

利用者にとって身近な地域でサービスが受けられるように、地域包括支援センターの担当圏域（日常生活圏域）別にバランスよく事業所を配置することを基本としています。事業所指定にあたり、①小規模多機能型居宅介護、②認知症対応型共同生活介護、③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）については、公募により事業者を募集・選定しています。また、利用者に対する適切なサービスが確保できるよう指導を行っています。

■ 事業の評価、検証、課題等

日常生活圏を考慮し、地域の実情に応じて分散配置する必要があります。

事業者の 選定方法	サービスの名称	項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公募に よる	小規模多機能型 居宅介護	目 標	26事業所	27事業所	28事業所
		実 績	26事業所	26事業所	26事業所
		達成率	100.0%	96.3%	92.9%
	認知症対応型 共同生活介護	目 標	24事業所	26事業所	28事業所
		実 績	23事業所	25事業所	28事業所
		達成率	95.8%	96.2%	100.0%
	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	目 標	0事業所	0事業所	2事業所
		実 績	0事業所	0事業所	2事業所
		達成率	-	-	100.0%

事業者の 選定方法	サービスの名称	項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公募に よらない	夜間対応型 訪問介護	目標	1事業所	1事業所	1事業所
		実績	1事業所	1事業所	1事業所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	認知症対応型 通所介護	目標	9事業所	10事業所	11事業所
		実績	7事業所	7事業所	7事業所
		達成率	77.8%	70.0%	63.6%
	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	目標	-	-	-
		実績	-	-	-
		達成率	-	-	-
複合型サービス	目標	-	-	-	
	実績	-	-	-	
整備 しない	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	目標	0事業所	0事業所	0事業所
		実績	0事業所	0事業所	0事業所

※ 各年度末現在。平成26年度は見込み

(日常生活圏域別の事業所数、平成26年度末見込み)

圏域 サービスの名称	中央 圏域	東圏域	西圏域	南圏域	北圏域	計
小規模多機能型居宅介護	6	5	6	4	5	26
認知症対応型共同生活介護	6	6	5	5	6	28
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	0	0	0	2
夜間対応型訪問介護	0	0	1	0	0	1
認知症対応型通所介護	1	4	1	0	1	7

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、地域密着型特定施設入居者生活介護はなし。

■ 取組の方向性

事業所の指定に関しては、本計画で定める見込み量に従い、質の高いサービス提供ができる事業所を指定します。また、日常生活圏ごとの整備状況を考慮しつつ、市域にバランスよく事業所を配置することを基本的な考えとします。

- ① 小規模多機能型居宅介護・複合型サービス
- ② 認知症対応型共同生活介護
- ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■ 評価の指針

認知症対応型共同生活介護については本計画で定めるユニット数をもって、その他は本計画で定める地域密着型サービス事業所数をもって評価します。

■ 目標値

【整備数】

事業者の 選定方法	サービスの名称	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
公募に よる	小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス（※））	26事業所 （0事業所）	26事業所 （0事業所）	27事業所 （1事業所）
	認知症対応型共同生活介護	38ユニット	41ユニット	44ユニット
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	2事業所	2事業所	4事業所
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護（※）	2事業所	3事業所	4事業所
公募に よらない	夜間対応型訪問介護（※）	1事業所	1事業所	1事業所
	認知症対応型通所介護（※）	7事業所	7事業所	7事業所
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	整備しない		

※ 複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護と組み合わせて整備する。

※ 平成27年度の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、26年度内に事前協議済みであるため公募によらず整備することとし、公募によるものは28年度以降の整備分とする。

※ 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護は、整備目標数を定めないこととしたため、平成26年度末の事業所数（見込み）を記載している。

・ 介護保険サービス見込量 (2) 高齢者福祉施設の整備

① 介護老人福祉施設の整備【継続】

■ 目的

身体上、精神上著しく不自由があるため常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な要介護者が施設サービスを受けられるように、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を計画的に進めています。

■ 現状

入所待機者が多い現状に鑑み、負担の公平性に配慮しながら施設の整備を進めており、新設の場合の施設形態はユニット型個室を基本としています。また、第5期計画に限り単独型のショートステイ専用床を転換整備し、新設も含め235床を増床しています。なお、新設、転換ともに、整備を行う事業者は公募により募集・選定しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

入所待機者の増加に対応するため、転換整備においては当初計画よりも多い床数を整備しています。

また、既存施設の中には、経年による老朽化が進み、改築が必要となっている施設があります。

指 標		項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新設	施設数	目 標	17施設	17施設	18施設
		実 績	17施設	17施設	18施設
	定員数	目 標	1,054人	1,054人	1,124人
		実 績	1,054人	1,054人	1,124人
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
転換	施設数	目 標	0施設	2施設	2施設
		実 績	0施設	0施設	3施設
	定員数	目 標	0人	120人	120人
		実 績	0人	0人	165人
		達成率	-	0.0%	137.5%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

経年による老朽化に伴い改築が必要となっている介護老人福祉施設については、事業者との調整を図りながら改築整備費の助成を検討していきます。

また、今期における新設整備は、行わないこととします。（地域密着型の介護老人福祉施設は「(1)地域密着型サービスの整備」に記載のとおり整備を進めます。）

なお、単独型のショートステイ専用床の転換整備は、第5期に限り実施したものであるため第6期においては行いません。

■ 評価の指針

新たな施設の整備予定がないことから、評価の指針は設定しないこととします。

② 特定施設入居者生活介護事業所の整備【継続】

■ 目的

地域包括ケアシステムの理念のもと、「住まい」と「介護」の役割を担い、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が継続できるよう、特定施設入居者生活介護（混合型）の整備を進めます。

■ 現状

特定施設入居者生活介護には、入居対象者が要介護者とその配偶者に限られる介護専用型と、それ以外のかたにも対応できる混合型の2つがあります。本市においては、様々な状態の高齢者の入居希望に対応できるように、混合型の整備を進めています。

■ 事業の評価、検証、課題等

第5期介護保険計画どおりに整備を進めています。

指 標		項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
専用型	施設数	実 績	2施設	2施設	2施設
	定員数	実 績	100人	100人	100人
混合型	施設数	目 標	16施設	17施設	18施設
		実 績	16施設	18施設	19施設
	定員数	目 標	766人	826人	886人
		実 績	737人	837人	886人
		達成率	96.2%	101.3%	100.0%

※ 第5期における専用型の整備はなし

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

様々な状態の高齢者の入居希望に対応できるよう、混合型特定施設入居者生活介護を高齢者のニーズを踏まえ状況に応じて整備を進めます。

■ 評価の指針

本計画で定める混合型特定施設入居者生活介護の定員数をもって評価します。

■ 目標値

指 標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
混合型特定施設	施設数	23施設	25施設	27施設
入居者生活介護	定員数	1,001人	1,066人	1,136人

③ その他高齢者福祉施設の整備【継続】

■ 現状

高齢者福祉施設としては、①介護老人福祉施設、②特定施設入居者生活介護事業所のほかに、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームなどがあり、本市における整備の現況は次のようになっています。

【整備の現況（平成26年度末見込み）】

種 別	施設数	定員数
介護老人保健施設	13施設	1,308人
介護療養型医療施設	なし	0人
軽費老人ホーム A 型	1施設	50人
軽費老人ホーム B 型	なし	0人
ケアハウス	9施設	370人
養護老人ホーム	3施設	205人

■ 取組の方向性

今期における新設整備は、原則行わないこととします。

■ 評価の指針

新たな施設の整備予定がないことから、評価の指針は設定しないこととします。

・ 介護保険制度の適正な運営 (1) 介護給付の適正化

① 住宅改修に関する適正化【継続】

■ 目的

利用者の心身の状況に適した効果的な住宅改修であるかなどを審査し、保険給付の適正化を図ります。

■ 現状

住宅改修の審査は、改修工事前の事前申請時と工事完了後の事後申請時において行います。改修工事前には、その内容が利用者の状況にあった適切な改修であるかなどを、完了後には、市が承認した事前申請の内容に相違ない改修が行われているかなどを、それぞれ提出書類や聴き取り、現場確認により審査しています。また、施工業者などに住宅改修に関する手引きを作成・配布し、制度の正しい理解が図られるよう指導しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

事前申請時に提出された工事費見積書、改修予定箇所の写真などで不明な点や改善点等について、電話又は窓口で聴き取りをし、確認および指導を行っています。

また、事前申請、事後申請における提出書類や電話又は窓口での確認だけでは、個々の利用者の状況に適した効果的な改修であるのか判断が難しいケースについては、現場での確認を行うように努めています。

指 標	項 目	平 成	平 成	平 成
		24年度	25年度	26年度
申請不明点の確認回数 (電話、窓口、現場での確認)	目 標	150回	150回	150回
	実 績	150回	150回	150回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	うち現場確認	11回	10回	12回

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

より利用者の状況に適した住宅改修が行われるよう、住宅改修箇所の確認に努めます。

■ 評価の指針

申請の不明点についての確認回数（電話、窓口、現場での確認）をもって評価

します。

■ 目標値

指 標		平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度
申請不明点の確認回数		150回	150回	150回
(電話、窓口、現場での確認)	うち現場確認	12回	12回	12回

② 介護報酬請求の適正化【継続】

■ 目的

事業所が行う介護報酬請求がルールに則った正しいものとなるよう、請求内容の点検および指導等を実施し、介護給付の適正化を図ります。

■ 現状

介護報酬にかかるデータ量は膨大であり、その全てを点検することはできませんが、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の給付適正化システムの活用や国保連合会からの情報に基づいた医療情報との突合および縦覧チェックを行っています。また、ケアマネジャー資格者を嘱託職員として採用し、ケアプラン点検を行うとともにケアプラン作成に係る技術的な助言等を行う場を設けています。さらに、事業所の実地指導において点検・指導を行うほか、集団指導を開催し報酬請求に係る研修を実施しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

縦覧チェック、医療情報との突合については随時実施し、一定の成果を上げています。また、ケアプラン点検やケアプランへの技術的助言についても通年で実施し、利用者にとってより適正なケアプランの作成や適正給付の促進につながっています。事業所への実地指導については監査担当との連携を図りつつ、計画的に実施され、個々の事業者に対するきめ細かい指導がなされているとともに、集団指導については給付適正化のための有益な情報提供ができる場となっています。総じて、本事業はおおむね適切に実施されているものと評価しています。

今後の課題としては、給付適正化システムにより提供される膨大なデータ量の効率的な活用が考えられますが、限られた人員での総花的な取組は、事業効果や効率性が逆に損われることが懸念されます。

指 標	項 目	平 成	平 成	平 成
		24年度	25年度	26年度
システムを利用した 給付チェック回数	目 標	6回	9回	12回
	実 績	10回	11回	12回
	達成率	166.7%	122.2%	100.0%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

これまでの取組をベースとしつつ、ケアプラン点検やケアプランに対する専門的見地からの技術的助言、ケアマネジャーへの支援体制の整備等を重点課題として取り組み、ケアマネジャーのスキルアップとケアプランの一層の適正化によって、さらに給付適正化が図られるよう取り組みます。

■ 整備の指針

ケアプラン点検件数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平 成	平 成	平 成
	27年度	28年度	29年度
ケアプラン点検件数	400件	400件	400件

・ 介護保険制度の適正な運営 (2) 迅速・公正な要介護等認定の実施

① 迅速で適正な認定調査の実施【継続】

■ 目的

迅速かつ適正な認定調査を実施し、介護を必要とするかたが適正な介護サービスを速やかに利用できるようにします。

■ 現状

認定調査員の適切な人員の確保や居宅介護支援事業者等への調査委託件数を増やすなど、認定調査を早期に実施するよう努めています。

また、調査職員の研修会を年2回実施するとともに、平成25年度からは厚生労働省の調査員向けeラーニングの利用を開始し、調査の適正化を図っています。

なお、認定調査については、入院直後等で急性期治療をしている間は調査を実施できないことから、容態が安定した適正な時期に調査を実施するように調整しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

認定調査員の人員確保や居宅介護支援事業者等への調査委託の実施により、調査実施までの平均日数は目標を達成しています。

また、調査職員研修会等を実施し調査内容の適正化を図るとともに、調査結果の確認作業を行うことにより、正確性の向上に努めています。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護認定の申請日から調査実施までの平均日数	目 標	14日	14日	14日
	実 績	9.31日	9.36日	11日
	達成度	達 成	達 成	達 成

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

調査実施までの平均日数を維持するため、認定調査員の人員確保や調査の委託を実施します。

また、調査職員の研修会を継続して実施するとともに、受託業者に対して調査員向けeラーニングの利用を勧奨することにより、調査内容の適正化に努めます。

■ 評価の指針

要介護認定の申請日から30日以内に認定するよう介護保険法で定められていることから、要介護認定の申請日から調査実施までの平均日数の目標を11日以内とします。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護認定の申請日から調査実施までの平均日数	11日	11日	11日

② 要介護認定の迅速化【継続】

■ 目的

迅速かつ適正な要介護（要支援）認定を実施し、介護を必要とするかたが適正な介護サービスを速やかに利用できるようにします。

■ 現状

認定結果は、介護保険法により申請のあった日から30日以内に通知しなければなりません。処理に遅れが生じるケースも少なくありません。そのため、迅速な認定調査については、調査員の確保や調査委託件数を増やして対応しています。

また、主治医意見書については、主治医に対し、文書、電話、訪問により早期の提出がなされるよう促し、申請から認定までの日数の短縮に努めています。

なお、入院直後等の急性期の治療中は、認定調査の実施や意見書の記載ができないことから、容態が安定してから申請する必要があります。このため、介護支援専門員や医療機関の相談室等に適正な時期に申請することを依頼しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

認定までの日数を短縮するため、認定調査の迅速化と主治医意見書の早期提出に関する対策を講じた結果、認定までの平均日数と認定件数に占める申請から30日以内の処理割合は目標を達成しています。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定までの平均日数	目 標	40日	37日	35日
	実 績	33日	32日	33日
	達成度	達 成	達 成	達 成
認定に占める申請から 30日以内の処理割合	目 標	25%	30%	35%
	実 績	53.2%	53.5%	48.0%
	達成度	達 成	達 成	達 成

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

引き続き意見書の早期提出を医療機関へ求めるとともに、申請時期の適正化を推進するため、介護支援専門員や医療機関との連携の強化に努めます。

■ 評価の指針

申請から認定までの日数および申請から30日以内の処理割合で評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定までの平均日数	35日	35日	35日
認定件数に占める申請か ら30日以内の処理割合	50%	50%	50%

・ 介護保険制度の適正な運営 (3) その他事業

① 社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業【継続】

■ 目的

社会福祉法人が低所得者の利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

■ 現状

この事業は、社会福祉法人の主体的な取組として行われるものであり、市は法人に対し、軽減した費用の一部を助成しています。また、市では広報紙などで制度の周知を図っているほか、法人に対し事業の実施を働きかけています。

■ 事業の評価、検証、課題等

軽減対象者数は低調であり、制度周知のためにPR手法の工夫や、本事業を実施する社会福祉法人を拡大していく必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
軽減対象者数	目 標	12人	12人	12人
	実 績	7人	2人	1人
	達成率	58.3%	16.7%	8.3%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

公共性の高い公益法人である社会福祉法人として、低所得者を支える制度には積極的に取り組むことが求められることから、本市においても従来の広報あきたや市ホームページを使ったPRのほか、制度活用が促進されるよう未実施の社会福祉法人に対して直接実施を呼びかけるなど積極的な働きかけを進めていきます。

■ 評価の指針

軽減対象者数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
軽減対象者数	12人	12人	12人